



IFRS in brief

April 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

金融商品の変更案による、「一般企業」への影響

何が問題となっているか？

金融商品会計の変更のペースが引き続き加速しています。一部の企業は、この分野の変更案は、銀行やその他の金融機関のみに大きな影響を与えるものと見ています。これは事実ではなく、多くの一般企業が今後数年間に金融商品関連の変更により影響を受けると予想されます。今回のIFRS in briefでは、金融商品会計の進展が企業にどのような影響を与える可能性があるか検討します。

影響を受ける企業は？

金融商品を保有する企業。以下例示します。

- 投資等の金融資産を保有する企業は、金融資産の分類と測定に関する変更案による影響を受ける
- 借入等の複合金融負債（例、転換負債証券）を保有する企業は、金融負債の分類と測定に関する変更案による影響を受ける
- 売上債権等の単純な金融商品を保有する企業は、減損規定の変更案による影響を受ける

金融資産の分類と測定の変更

変更: 企業での金融資産の測定方法を変えるIFRS第9号が、2009年11月に公表されました。これにより、全ての金融資産が公正価値で測定されることとなります。ただし、単なる、契約上の元本の回収または元本および利息の回収を目的として保有される金融資産（これらの資産は、償却原価で測定される）は除かれます。この基準は2013年/2014年の財務諸表より適用されます。

影響を受ける企業: 投資もしくは債権等の金融資産を保有する企業

この新しい規定はどのように一般企業に影響を与えるか

売上債権等の単純な負債性資産は引続き償却原価で測定されます。金利の支払いが利益に基づく負債等の複雑な負債性資産は公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識されます。これは、現行の実務を大幅に変更します。現行規定では、複雑な負債性資産は通常、償却原価もしくは引当金を通じて公正価値で認識されます（例えば、売却可能目的で保有する負債性金融商品）。

中期的に売却する予定の持分投資を保有する企業は、公正価値の変動を、引当金を通じて認識することが今後不可能となり、これらの変動は包括利益計算書で認識されることとなります。

企業は、公正価値の測定が難しい場合でも持分投資を公正価値で認識します。子会社や関連会社への投資は対象外です。

当基準は、数年間は強制適用となりませんが、少数の企業が2009年12月の財務諸表から早期適用しました。これらの企業のほとんどは、売却可能保有持分投資の減損を包括利益計算書で認識しなくてもいいという便益を利用したいためであると考えられます。

金融負債の分類と測定に関する変更案

変更案: IASBは企業による金融負債の測定方法を検討しております。2010年6月に変更案を公表し、2013年/2014年の財務諸表より適用される予定です。

影響を受ける企業: 借入等の金融負債を保有する企業

当変更案による一般企業への影響

IASBは現行の測定規定を維持し、公正価値で測定される金融負債についてのみ会計処理の変更を行うことを暫定的に決定しました。大半の企業は自社の金融負債を公正価値で測定しないため、企業は当変更案による大きな影響は受けないと考えられます。

ヘッジ・ルールの変更案

変更案: IASBは金融商品に関する現行のヘッジ会計の規定を簡素化する公開草案の公表を予定しています。変更案は、2013年/2014年の財務諸表より適用される予定です。

影響を受ける企業: ヘッジ会計(借入の金利スワップ等)を現在使用している企業や、ヘッジ会計の適用を望んでいるものの、現行規定の複雑さに適用を躊躇している企業。

当変更案による一般企業への影響

IASBはヘッジ会計を簡素化することを予定しています。企業はある程度プラスの影響を受けると予想されます。例えば、検討される可能性のある変更には、ヘッジの有効性の算定に関する規定(「80/125」テスト)の緩和や、ヘッジの文書化に関する規定の再検討が含まれます。ただし、この提案が公表されるまでは、包括利益計算書への特定の影響を決定するのは困難です。

IASBとFASBは共同で、ヘッジに関する単一の規定の開発に取り組んでいます。これは、将来IFRS/US GAAPの調整がほとんどなくなるため、米国企業の子会社にとっては良いニュースです。

鉱業、農業、および航空産業で事業活動を行っている多くの企業にとっても、近い将来の良いニュースが期待されています。IASBは、ヘッジ会計において、非金融項目のリスクを分離することが可能であるか検討しており、より多くのリスクがヘッジ会計の要件を満たすようになると予想されます(非金融項目におけるヘッジ部分等)。

減損規定に関する変更案

変更案: 当公開草案は2009年11月に、経済界における貸付債権の減損引当金に関する懸念に対応するために公表されました(昨年、一部の規制当局とアナリストが、引当金の認識が遅すぎたとコメントしています)。最終基準は2013年/2014年の財務諸表に適用される予定です。

影響を受ける企業: 売上債権等、資産を償却原価で認識する企業

当変更案による一般企業への影響

企業は、金融資産の減損の評価方法を変更する必要があるかも知れません。

現在、企業は将来・キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える事象(いわゆる信用事由/クレジット・イベント)が発生した場合のみに、売上債権の減損損失を認識しています。この変更案では、企業は、信用事由が発生すると予想した時点において減損損失を認識する必要があるとしています。例えば、現在、売上債権の減損損失は顧客が財政困難に陥った場合に認識します。しかしながら、当変更案では、売上債権の当初認識において、顧客が回収期間に財政困難となるか否かにかかる企業の予想を反映することを求めています。貸倒費用は回収期間の初期に高くなる可能性があるため、包括利益計算書への影響が予想されます。また、当初の予想信用損失は、収益と相殺されるため(貸倒費用における営業費用として認識されるのではない)、総収益の計上額にも影響が与えられます。

負債と資本の分類に関する変更案の影響

変更案: 負債と資本の分類を明確にするための公開草案は2010年に、そして、最終基準は2011年前半に公表される予定で、2012年/2013年の財務諸表より適用可能となります。

影響を受ける企業: 複雑な金融商品により資金を獲得する企業(例えば、株式に転換可能な負債証券を企業が発行している場合)

当変更案による一般企業への影響

複合金融商品を負債もしくは資本で認識すべきかに関する規定は変更される可能性があります。資本に関連する支払いは資本の変動と見なされるものの、負債に関連する支払いは利息費用と考えられるため、包括利益計算書に影響があります。

公開草案のビジネスに与える影響は公表されるまでわかりませんが、IASBは既存の規定を抜本的に変更するのではなく、ブラッシュアップすることを計画しているようです。例えば、金融商品の資本への分類に関する規定は緩和されることが予想されます。現在、金融商品は、固定額の現金と固定数の株式が交換される場合、資本として分類することが可能です。変更案では、「固定数の株式」の定義が拡大される可能性があり、より多くの転換証券を資本に分類することが可能となると予想されます。

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate legal entity.